

第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画

「5R+1 [協働]の推進による循環型まちづくり」

資料編（別冊）

令和6年4月

稲 城 市

目 次

資料編（別冊）

1. 国や東京都の動向	1
(1) SDGs について	1
(2) 国におけるごみ処理行政の動向	1
(3) 東京都におけるごみ処理行政の動向	4
2. 稲城市の概況	8
(1) 本市の位置と地形	8
(2) 人口の現状	9
(3) 事業所数及び従業員数	10
(4) 地理的状況	11
3. アンケート結果概要	12
(1) 市民アンケート	12
(2) 事業者アンケート	18
4. ごみ量の将来予測と目標値の設定	23
(1) 人口の将来予測	23
(2) ごみ量の将来予測	24
5. 市民意見公募の結果	31
6. 稲城市廃棄物減量等推進審議会	32
(1) 諮問文	32
(2) 答申文	33
(3) 委員名簿	34
7. 策定の経緯	35

1. 国や東京都の動向

(1) SDGs について

平成 27 年 9 月の国連総会において、経済・社会・環境の 3 つのバランスが取れた社会を目指すための「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」が掲げられ、持続可能な社会を実現するために達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが示されました。我が国においても、平成 28 年 12 月に「SDGs 実施指針」を策定して以降、SDGs 達成のための政府の主要な取組みをまとめた「SDGs アクションプラン」を定期的に策定し、「SDGs と連動する Society5.0 の推進」、「SDGs を原動力とした地方創生」、「SDGs の担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱として国を挙げて SDGs の実現に取り組んでいます。また、2030 年までに SDGs を達成するためには、取組みのスピードを速め、規模を拡大していく必要があり、2020 年から「行動の 10 年 (Decade of Action)」がスタートしています。

17 のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、すべての人々が SDGs を理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。一見、環境との関わりが浅いゴールもありますが、すべてが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで持続可能な社会を目指すこととしています。

(2) 国におけるごみ処理行政の動向

近年、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化への動き等、ごみ処理にも関連する情勢が大きく変化していることに加え、食品ロスの削減の推進に関する法律の制定やプラスチック資源循環戦略の策定、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行がなされています。これらを踏まえ、国、地方公共団体、事業者、消費者の多様な主体が連携し、情報収集、啓発活動等を通し、これまでの 3R 政策に加え新たな施策・取組みを講じることにより、さらなるごみ減量が求められています。

以下に、国において近年策定・改定された各種指針・計画等の概要について整理します。

① 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (令和 5 年 6 月変更)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 第 1 項では、政府が廃棄物の減量や適正処理に関する施策を計画的に推進するための基本方針を定めることとされています。近年の廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、令和 5 年 6 月にその基本方針の内容が変更されました。

具体的には、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏

の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等を踏まえ、「廃棄物処理システムの脱炭素化の推進」「各種デジタル技術を活用した動静脈連携の強化」等について盛り込まれました。

② 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月閣議決定）

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づく廃棄物処理施設整備計画が、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度の5年間を計画期間とするものとして、令和5年6月に閣議決定されました（前計画は2018年度から2022年度までの5年間の計画）。

当該計画では、基本的理念、廃棄物処理施設整備及び運営の実施、整備事業実施に関する重点目標について記載されています。具体的には、気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容が強化されました。「3R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点が追加されました。また、「地域循環共生圏の構築に向けた取組み」の視点を、脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化されました。

③ 災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）

東日本大震災で得た経験や知見を踏まえて、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」が策定され、その後発生した関東・東北豪雨災害や熊本地震等での教訓や明らかとなった課題を基に、平成30年3月に改定されました。

新たな指針では、大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目指し、災害発生時の初動対応等の各段階において実施すべき事項が具体的に示されています。また、国、都道府県、市区町村、関係団体における平時の備えの充実も明記されており、体制整備や仮置場の確保、人材育成、災害協定の充実が求められています。

④ 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）

「第三次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定後、各施策の進捗状況等について、中央環境審議会において毎年点検されるとともに、国内の3Rの進展状況、東日本大震災を契機とした社会の安全・安心に関する意識の高まり、国際協調の進展、人口減少・少子高齢化による地域の衰退への懸念等、近年の社会情勢に鑑み、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

当該計画では、新たな政策として7本の柱で構成されています。7本の柱は、「持続可能な社会づくりとの統合的取組み」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」及び「循環分野における基盤整備」で構成されており、それぞれ

に将来像、取組み及び指標が掲げられています。

個別の柱における指標については、「持続可能な社会づくりとの統合的取組み」の柱で食品ロス削減に向けた「家庭系食品ロス量」が新たな数値目標として設定（令和 12（2030）年度目標：平成 12（2000）年度の半減）されており、地方公共団体、事業者等と協力して食品ロス削減に向けた国民運動を展開することが定められています。

また、当該計画全体の指標としては、リサイクル率の向上や最終処分量の削減等が掲げられています。

⑤ プラスチック資源循環戦略（令和元年 5 月策定）

「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable^{*}（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、関係省庁の連名でプラスチック資源循環戦略が策定されました。

当該戦略は(i)プラスチック資源循環、(ii)海洋プラスチック対策、(iii)国際展開、(iv)基盤整備の 4 つを重点戦略とし、本戦略の展開を通じて、国内でプラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するとともに、我が国の技術・イノベーション、環境インフラを世界全体に広げ、地球規模の資源・廃棄物制約と海洋プラスチック問題解決に貢献し、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出等、新たな成長の源泉とすることとされています。

マイルストーンとして設定している「2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制する」に寄与する取組みとして、令和 2 年 7 月からプラスチック製買い物袋（レジ袋）の有料化が義務付けられています。容器包装を用いる事業が小売業に属する事業者を対象としており、主たる業種が小売業ではない事業者（製造業、サービス業等）も、事業の一部として小売事業を行っている場合、その範囲において、当該制度に基づき容器包装の使用の合理化による排出の抑制の促進に取り組む必要があります。

^{*}Renewable：プラスチック製のレジ袋をバイオマスプラスチック製に替えること等、再生可能な資源に替えていく取組み

⑥ 食品ロス削減推進法基本方針（令和 2 年 3 月閣議決定）

当該基本方針は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とし制定された「食品ロス削減推進法」に基づき、食品ロス削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものです。

地方公共団体においては、日々の生活や事業活動の中での食品ロス削減に向けた行動を実践する消費者・事業者が増えるよう、それぞれの地域の特性を踏まえ「食品ロス削減推進計画」を策定し、教育及び学習の振興、普及啓発、食品関連事業者等の取組みや

未利用食品提供のための活動に対する支援、表彰、実態調査及び調査・研究の推進、情報の収集及び提供等の施策を推進することが求められています。また、消費者においては、食品ロスの状況とその影響や必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握すること及び日々の生活の中で自らができることを一人一人が考え、行動に移すことが求められています。

当該基本方針においては、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とするとともに、家庭系・事業系ともに平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに食品ロス量を半減させることが数値目標として掲げられています。

⑦ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年4月1日施行）

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があります。これを踏まえ、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般であらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組み（3R+Renewable）を促進するため、当該法律が施行されました。

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等を基本方針とし、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行を加速することが求められています。

（3）東京都におけるごみ処理行政の動向

国における各種指針・計画等の策定・改定等のほか、近年の世界的な気候変動に伴う生活様式・事業活動の変革や効果的な適応策・緩和策の推進等が求められていることを踏まえ、東京都も世界の大都市として脱炭素化に向けた転換が求められています。

東京都としては、「ゼロエミッション東京戦略」の策定等を通し、廃棄物・資源循環分野における様々な対策を本格的に気候変動対策として位置付け、プラスチック資源の循環をはじめとする使い捨て型ライフスタイルの見直し、食品ロス発生量実質ゼロに向けた多様な主体との連携やAI^{※1}・ICT^{※2}技術の活用等の取組みの推進等を通じて、持続可能な社会構築を目指しています。

また、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」は前計画の「東京都廃棄物処理計画<平成23年度-平成27年度>」を見直す形で令和3年9月に策定、「東京都災害廃棄物処理計画」は令和5年9月に改定されています。

※1 AI(ArtificialIntelligence)：人工知能の略称

※2 ICT(InformationandCommunicationTechnology)：通信技術を活用したコミュニケーション

① 東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3年9月策定）

『未来の東京』戦略（令和3年3月）及び「東京都環境基本計画」（平成28年3月）で掲げる個別分野の計画として、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき策定されました。

当該計画においては、一般廃棄物の排出量及び再生利用率、最終処分量のほか、プラスチック焼却削減量、食品ロス削減量、区市町村災害廃棄物処理計画策定率を数値目標として掲げるとともに、資源生産性、1人当たりの天然資源投入量、循環利用率、一般廃棄物処理に伴う二酸化炭素排出量等も指標として設定されています。

重点施策としては、プラスチック及び食品ロスに係る施策の推進、家庭系プラスチックごみの循環利用促進、事業者による循環利用促進、社会構造の変化に柔軟に対応できるような処理体制の構築、廃棄物の処理の新たな仕組みの構築、環境対策と経済の両立、災害時の機動力の向上が挙げられます。

② 東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月改定）

平成29年6月に東日本大震災等の経験から、災害時に発生する廃棄物（災害廃棄物）の処理が大きな課題であると認識され、災害廃棄物の処理にあたっては、自然災害（本計画では、地震災害、風水害及び火山災害）の発生時に迅速かつ円滑な処理が行えるよう、事前の検討が求められています。そこで、各主体の役割分担を整理し、それぞれが取り組むべき内容を明確化した「東京都災害廃棄物処理計画」が策定されました。

策定して以来5年が経過し、この間、大型台風による被害が発生していることや、令和4年5月に、首都直下地震等による被害想定の見直しが行われたことから、令和5年6月に改定されました。

新たな計画では、前計画（平成29年6月策定）の基本的な部分を活かしつつ、災害廃棄物処理の実効性向上や風水害等への対応強化等につながる最新の知見を反映し、「災害廃棄物の処理の実効性向上」、「各主体との役割分担の整理・連携強化」、「風水害等への対策強化」、「住民等への啓発・広報の充実」の4つの視点から計画全体が改定されました。

③ ゼロエミッション東京戦略（令和元年12月策定）

東京都では、U20 東京メイヤーズ・サミットにおいて、世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO₂排出を実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。本戦略は、その実現に向けて「Ⅰ エネルギー」「Ⅱ 都市インフラ【建築物編】」「Ⅲ 都市インフラ【運輸編】」「Ⅳ 資源・産業」「Ⅴ 気候変動適応」「Ⅵ 共感と協働」の6つの分野において、各施策の2050年に目指すべき姿（ゴール）と2030年に到達すべき目標（ターゲット）、その目標を上回るよう進化・加速する具体的取組み、2030年以降の飛躍的なステージアップに必要なシステム・イノベーションについてまとめたものです。

廃棄物・資源循環分野での具体的な目標（ゴール・ターゲット）の達成に向けて、科

学的知見や技術開発の動向及び社会構造等の変化も踏まえ、すべての都民に共感と協働を呼びかけ、ともに気候変動の危機に立ち向かう行動を進めていくことを求めています。

また、令和3年3月には、ゼロエミッション東京の実現に向けた白書としての位置づけを持ち、本戦略の進捗状況の捕捉及び検証を行っている「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」が発表されました。

26の社会変革のビジョンと36のアプローチ、直ちに加速・強化する94の取組みを新たに提示2050年CO₂排出実質ゼロに向けて、2030年までの今後の10年間の行動が極めて重要と考え、行動の加速を後押しするマイルストーンとして、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減(2000年比)することと、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで高めることが表明されました。

	- Goal - 2050年の目指すべき姿	- Milestone - 2030年に向けた主要目標	- Actions - 2030年目標+アクション 
3Rの推進 	■ 持続可能な資源利用が定着	■ 一般廃棄物のリサイクル率 37%	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境配慮設計の促進等による資源消費量の削減 ■ リサイクルルートの構築等による再生資源の循環的な利用促進 ■ 全ての調達のグリーン化
プラ削減プログラム 策定 プラスチック対策 	■ CO ₂ 実質ゼロのプラスチック利用が実現	<ul style="list-style-type: none"> ■ ワンウェイプラスチック 累積25%削減(国全体の目標) ■ 家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量 40%削減(2017年度比) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水平リサイクルなど、先進的な企業と連携したイノベーションの創出 ■ ペットボトルのボトル to ボトル推進 ■ 区市町村支援・連携強化と3Rアドバイザーによる分別リサイクル促進 ■ TOKYO海ごみゼロアクション
食品ロス対策 	■ 食品ロス発生量 実質ゼロ	■ 食品ロス発生量 50%削減 (2000年度比)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食品サプライチェーンの連携による食品ロスの削減 ■ 売り切り情報を入手できるアプリ等を活用した消費行動の転換 ■ AI・ICT等を活用した先駆的取組の促進
フロン対策 	■ フロン排出量ゼロ	■ 代替フロン(HFCs)排出量 35%削減 (2014年度比)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ノンフロン機器等の導入支援 ■ 国への報告が必要なフロン大量排出事業者への全件立入による指導強化 ■ 業務用機器設置の解体現場への全件指導等による廃棄時フロン回収の徹底

出典：ゼロエミッション東京戦略の概要

④ プラスチック削減プログラム（令和元年12月）

「ゼロエミッション東京戦略」で掲げられた“CO₂実質ゼロのプラスチック利用”を目指し、これまでの廃棄物のリサイクル率等の目標に加え、プラスチックに関する2030年目標（ワンウェイプラスチックの累積25%削減、プラスチック製容器包装の6割のリユース・リサイクル等、家庭・大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックの焼却量の40%削減）を掲げて取組みを進めることとしています。

持続可能なプラスチック利用が重要であるとの観点から、カーボンの輪が閉じた“カーボン・クローズド・サイクル”が実現できるよう、リデュース・リユースによるプラスチック消費量の削減、使用済みプラスチック製品から元の樹脂と同等の品質の再生樹脂を得る“水平リサイクル”、産業用の原燃料等として高効率な熱回収及びそれに相当するCO₂を利用するプラスチックの製造等についての施策を推進することとしています。

⑤ 東京都食品ロス削減推進計画（令和3年3月策定）

生産から消費に至るまでのあらゆる段階で発生している食品ロスは、資源の無駄だけでなくCO₂排出の面からも喫緊に取り組むべき課題であるとの認識の下、食品ロス削減推進法に基づく東京都食品ロス削減推進計画を策定し、多岐にわたる食品ロス対策を着実に進めるため、事業者、消費者、行政等が緊密に連携を図り一丸となって取組みを推進することとしています。

「ゼロエミッション東京戦略」で掲げられた“食品ロス発生量実質ゼロ”を目指し、2030年目標（2000年度と比較した食品ロス発生量半減）を掲げ、食品ロス削減の取組みの優先順位（発生抑制→有効活用→再生利用）を踏まえた上で取組みを進めることとしています。取組みの推進にあたっては、事業者、消費者が相互の理解を深め、共通の問題意識を持って対応していくことが重要であるとの認識のもと、東京都食品ロス削減パートナーシップ会議、区市町村・九都県市等、多様な主体との連携により、取組みを効果的に推進することとしています。

2. 稲城市の概況

(1) 本市の位置と地形

本市は、南多摩地区の東端にあり、南東より西部にかけて神奈川県川崎市と接し、北は、多摩川を隔て府中市、調布市に接し、西部は多摩市に接しています。

市域は、東西、南北ともに約 5.3km に広がり、面積は 17.97 km²で、多摩地域 26 市のうち、11 番目の広さとなっています。

地形は、南部に多摩川と並行して多摩丘陵が広がり、北部に多摩川の氾濫原である平坦な沖積地が広がっています。沖積地には既成市街地が形成され、丘陵地は、市の中央を流れる三沢川により北西に位置する北部と南東に位置する南部に二分されています。市域の南側には多摩川に並行して標高約 45～80m のなだらかな多摩丘陵（最高海拔 162m）があり、また本市の中央部には三沢川が流れ、市を西北部と東南部に二分しており、大丸地区に谷戸川が西北部から東南部へと流れています。



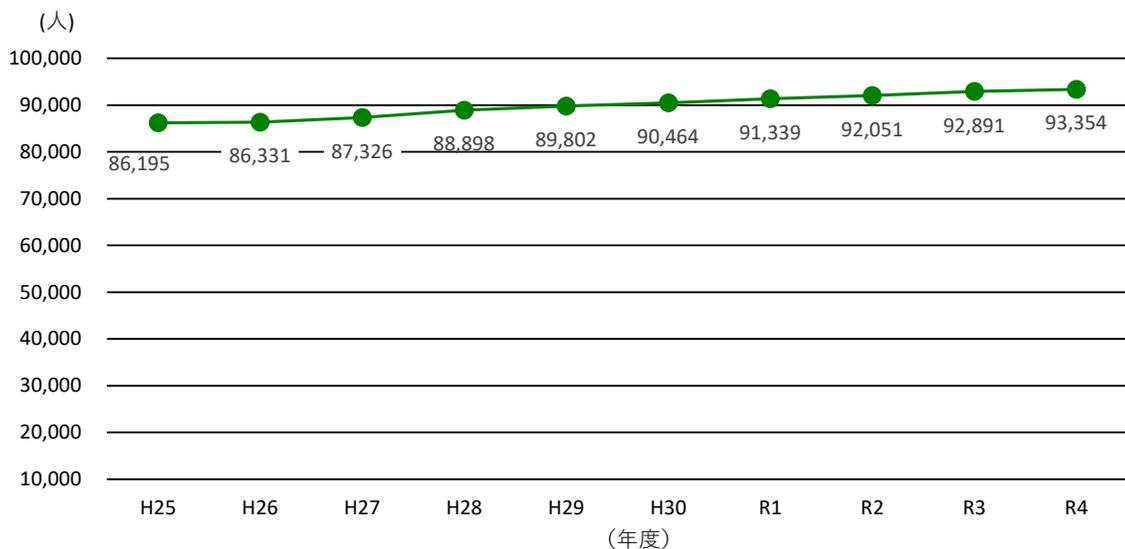
出典：「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）
(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_1.html) を加工して作成

図 1 稲城市の位置

(2) 人口の現状

本市の人口は増加傾向にあり、10年間で約7,500人増加しています。平成30年度には90,000人を超え、令和4年度は93,354人となっています（図2）。

昭和45年には約2万6千人でしたが、昭和45年の平尾団地の入居、昭和63年からの多摩ニュータウンの入居、土地区画整理事業等により増加を続けています。昭和40年頃から、昼間人口に比べ夜間人口が多くなり、都心のベッドタウンとしての傾向が強くなっています。



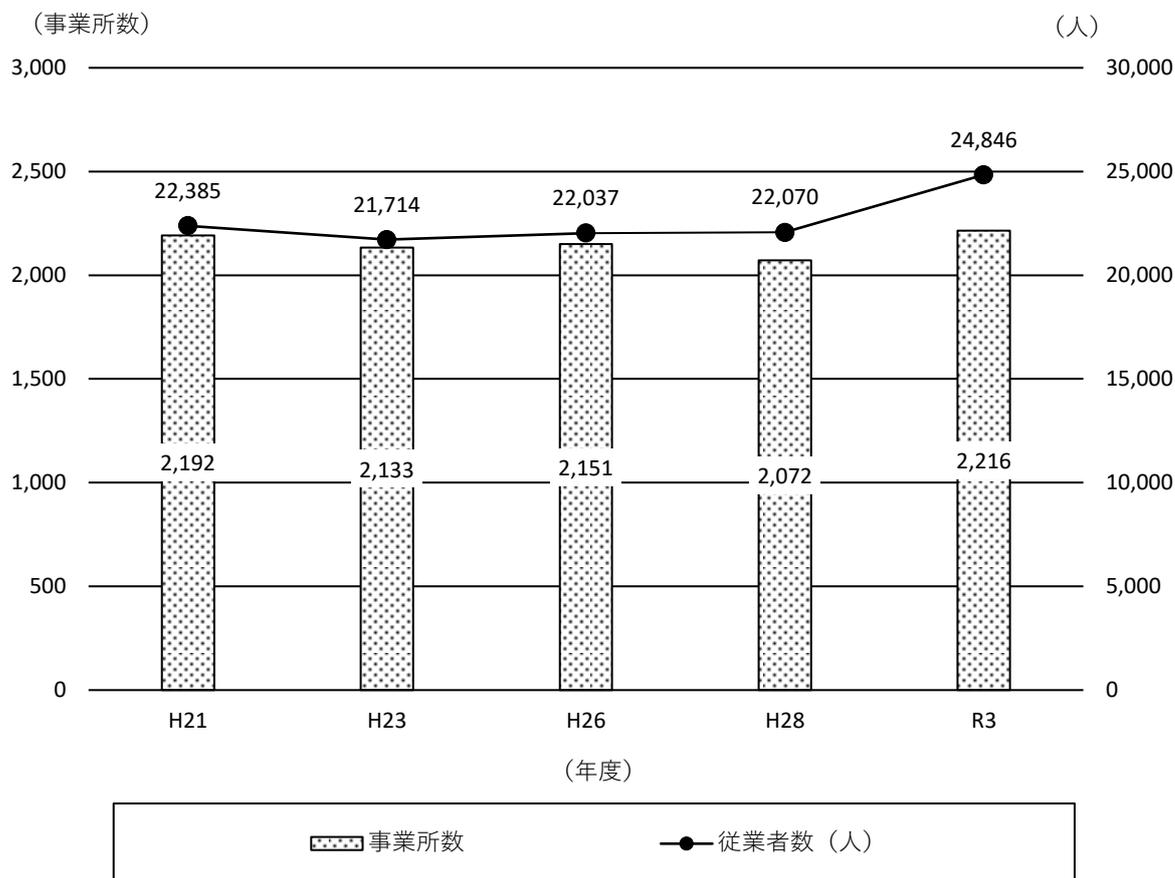
※住民基本台帳人口（毎年10月1日現在）

図2 稲城市の人口の推移

(3) 事業所数及び従業員数

事業所数は平成 21 年度から平成 28 年度は減少していますが、平成 28 年度から令和 3 年度は増加しています。従業員数は平成 21 年度から平成 23 年度は減少していますが、平成 26 年度以降は増加しています。

令和 3 年度の事業所数は 2,216 事業所、従業員数は 24,846 人となっています。



出典：総務省・経済産業省「令和 3 年経済センサス - 活動調査結果」
(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001134064&cycle=0>) を加工して作成
※値は民営のみ

図 3 事業所数及び従業員数の推移

(4) 地理的状况

・ほどよい規模感

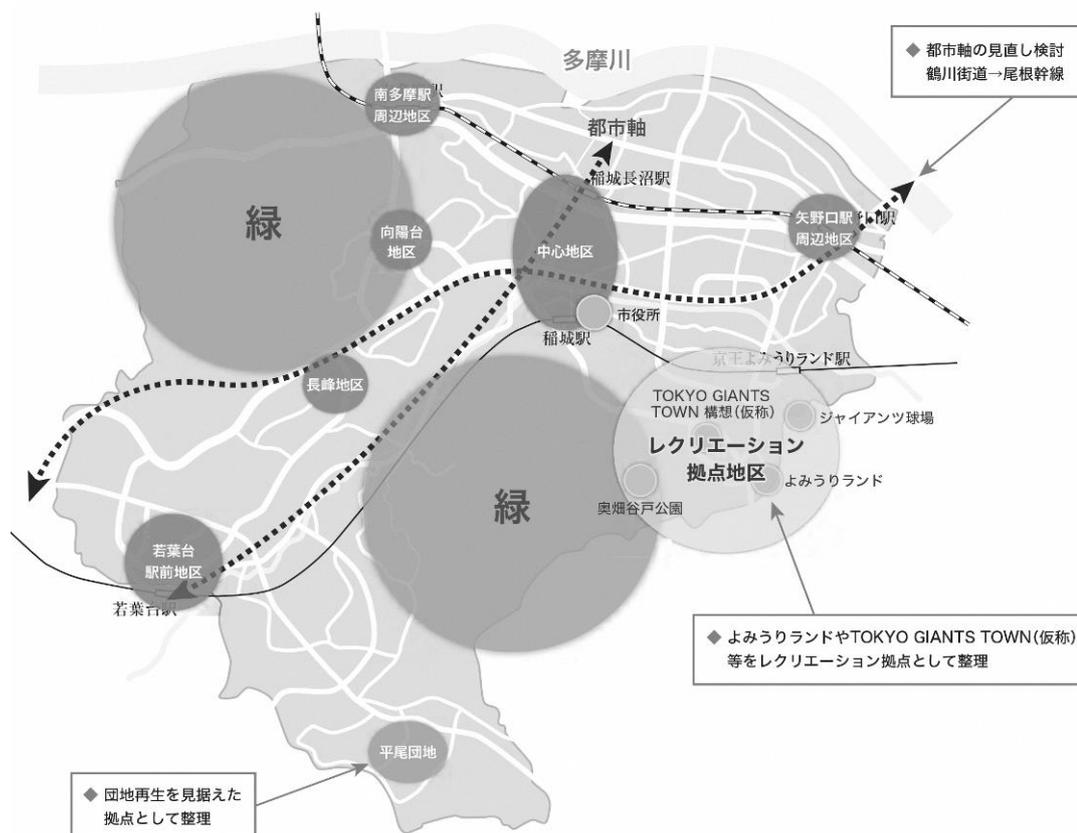
17.97 km²の稲城市の市域には、地域の生活拠点や6つの駅周辺の賑わい、幹線道路を中心とした交通網、多摩丘陵等の緑、生活に身近な里山、公園や農地、多摩川の清流や平坦地を流れる三沢川や大丸用水等の水辺などがコンパクトにまとまっています。また、大型店舗ばかりでなく、中小規模の店舗、病院や公共施設等の生活に必要な施設が身近な生活圏内にあります。

・ほどよいつながり

市内の各地区では、市民による地域活動が行なわれており、市民が心地良く感じる程度の地域でのつながりが形成されています。近年、地域のつながりの希薄化、核家族化による子育て家庭の孤立といった社会的問題も生じているが、稲城市では、伝統的な祭りや催事、新しいイベントをはじめとした地域のつながりを通して、地域全体で子どもの健やかな成長に関わっています。

・ほどよく田舎 ほどよく都会

新宿副都心から25 km圏にありながら豊かな水や緑を有し、多摩川や多摩丘陵といった景観の良さを誇っています。一方で、都市基盤整備等を通じて安全性や利便性の向上を図り、暮らしやすい都会的な部分と、水と緑あふれる生活環境とを兼ね備えています。



引用：第五次稲城市長期総合計画, 基本構想 (第6章), ほどよく田舎 ほどよく都会なまち, P. 12~13

3. アンケート結果概要

(1) 市民アンケート

① 調査概要

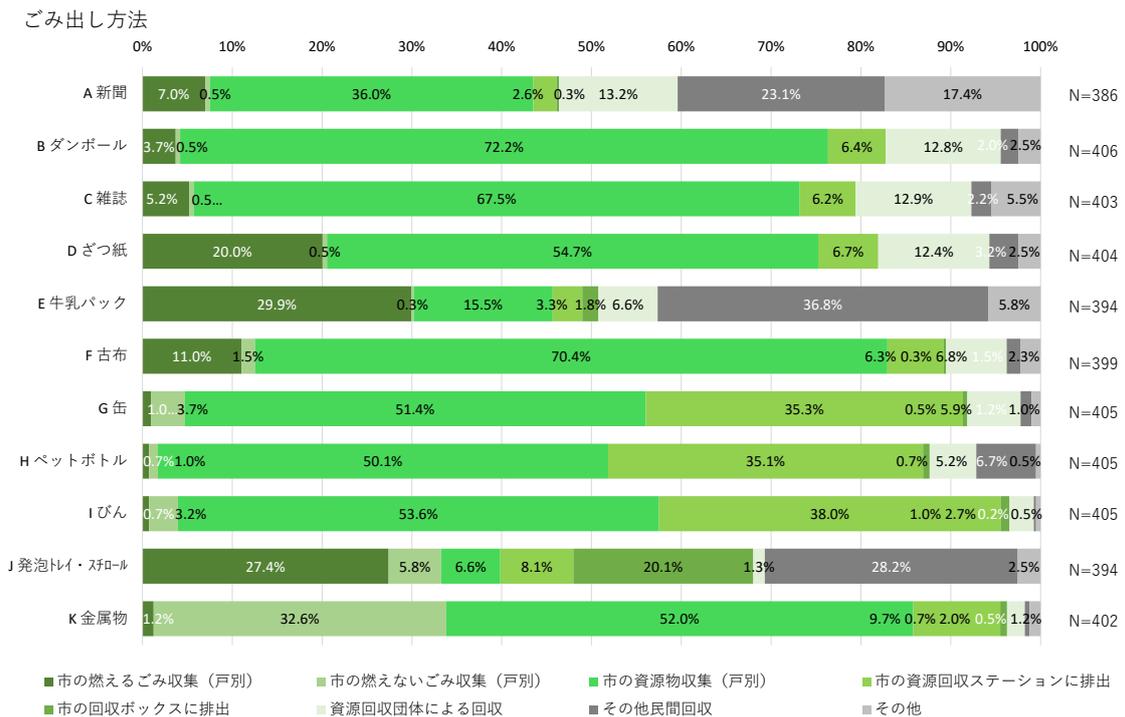
- ・調査の目的 次期計画策定に向けた基礎資料を得ることを目的とし、市民のごみ排出状況やごみの減量・分別に対する意識、日頃から心掛けている内容、本市のごみに対する取組みの認知度等について調査を行い、現状や本市への要望等を把握しました。
- ・調査方法 WEB 及び郵送による
- ・調査対象 市内 1,000 世帯（無作為抽出）
※本市の人口規模（約 93,000 人）の場合、アンケートで信頼性を得るには 400 件程度の有効回答が必要になりますが、アンケート回収率も考慮の上「1,000 世帯」の数値を導いています。
- ・回答期間 令和 4 年 8 月 5 日（金）～8 月 19 日（金）
- ・回収率

発送数	1,000
WEB 回収数	114
郵送回収数	300
回収率	41.4%

② 調査概果

問1 以下の資源物について、あなたが普段行なっているごみ出し方法をお選びください。(〇は品目ごとに1つ)

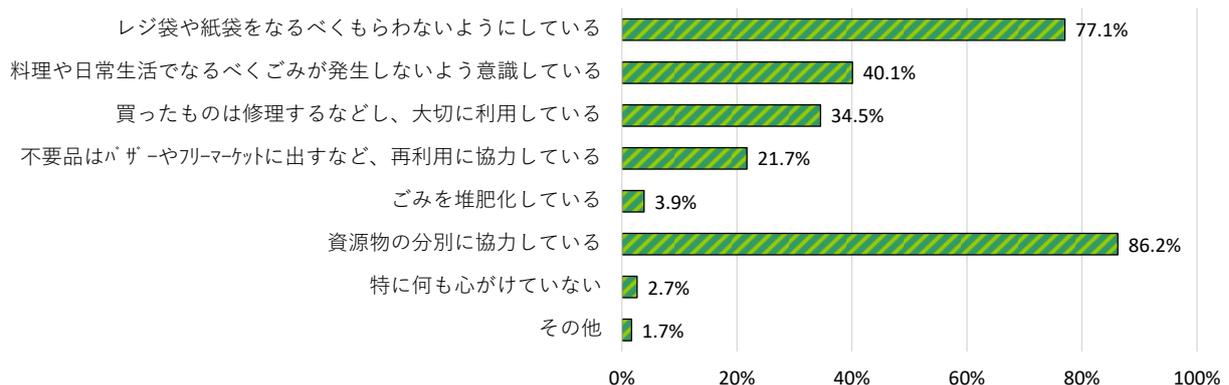
市の戸別収集（青・水色・オレンジ）がほとんどを占める中、次のごみ種で特徴のある動きがみられました。「A 新聞」「E 牛乳パック」「J 発砲トレイ・スチロール」は民間回収が2割以上を占めています。「G 缶」「H ペットボトル」「I びん」は資源回収ステーションに排出が3割以上を占めています。「D ざつ紙」「E 牛乳パック」「J 発砲トレイ・スチロール」は燃えるごみとして排出された割合が2割以上を占めています。



問2 あなたがごみ減量のために日頃から心がけていることをお選びください。(該当するもの全てに〇)

ごみ減量のために日頃から心がけていることについて、8割以上が「資源物の分別」と回答し、次いで「レジ袋や紙袋をなるべくもらわない」と回答した方が8割弱を占めています。

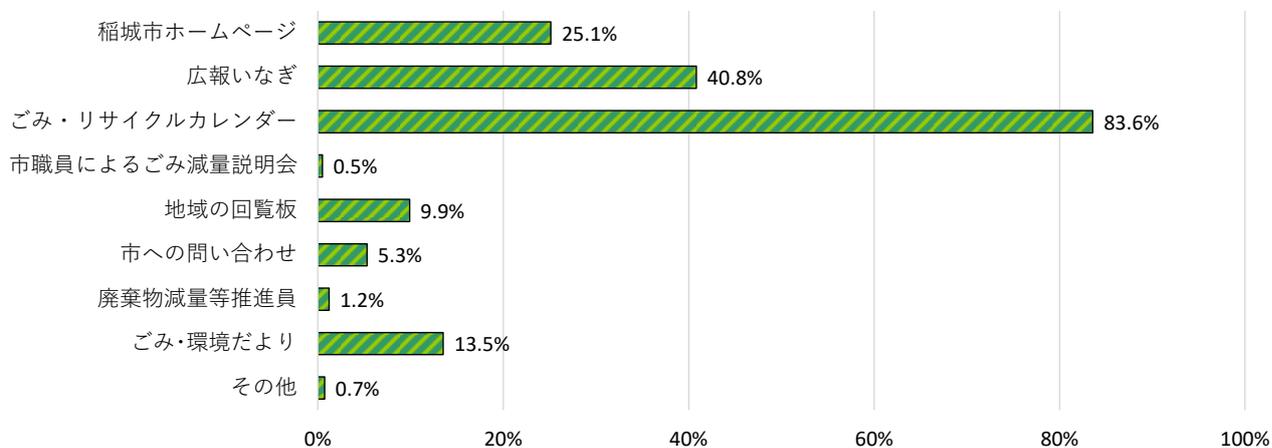
ごみ減量のために日頃から心がけていること



問3 市のごみに関する情報をどのようなものから得ていますか。(該当するもの全てに○)

ごみに関する情報の入手先としては「ごみ・リサイクルカレンダー」が最も多く約8割、次いで「広報いなぎ」で約4割と紙媒体からの入手が多くなっています。市からの情報発信の際にはこれらを活用することが、市民への周知には有効と考えられます。

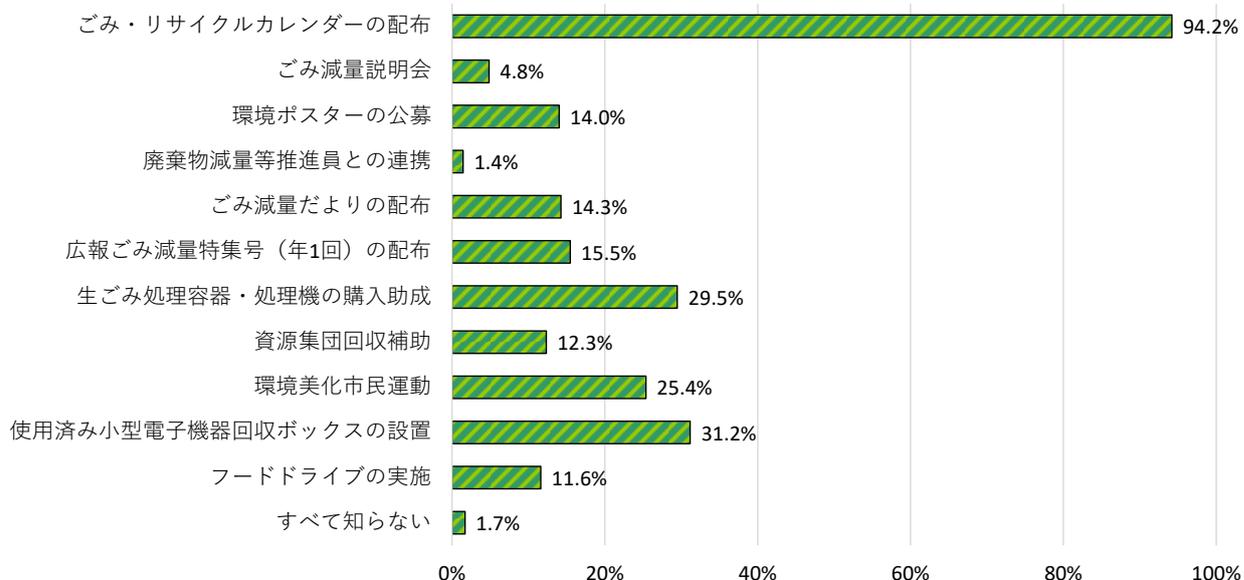
市のごみに関する情報をどのようなものから得ているか



問4 市のごみに関する取組みの中で、知っているものをお答えください。(該当するもの全てに○)

ごみに関する市の取組みの認知度は「ごみ・リサイクルカレンダーの配布」が最も多く9割以上となっています。

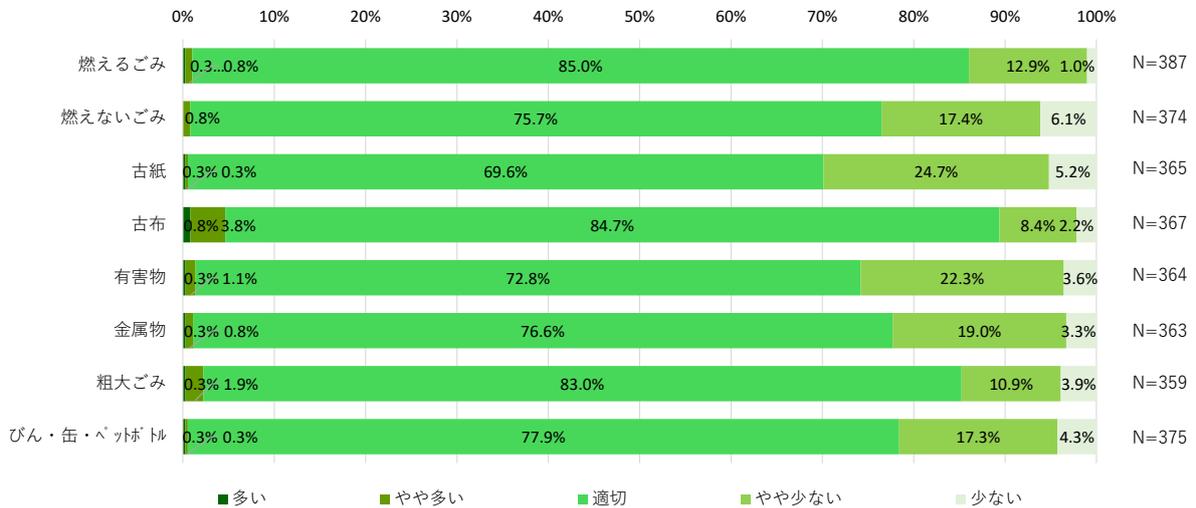
市のごみに関する取組みの中で、知っているもの



問5 現在のごみ・資源物の収集回数は適切だと思いますか。(それぞれに○を1つ)

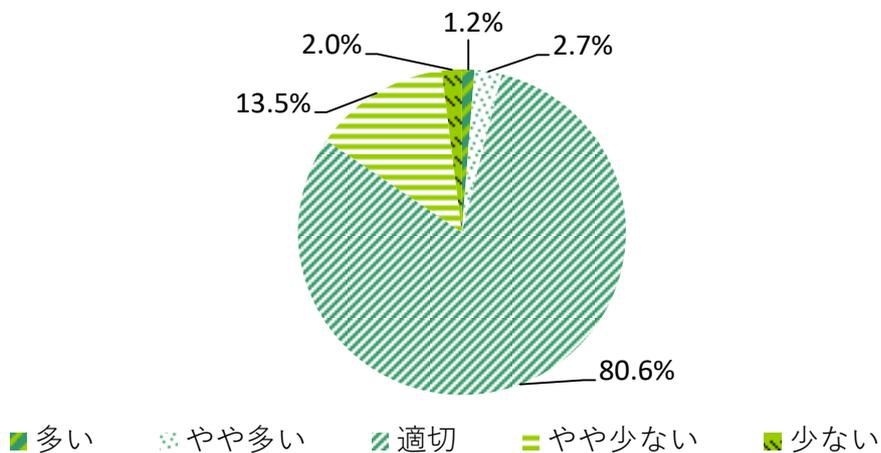
ごみ・資源物の収集頻度については、すべてのごみ種において「適切」との回答が6割以上を占めています。なお、「古紙」「有害物」「金属物」については、「やや少ない」との回答が約2割を占めています。

ごみ・資源物の収集頻度



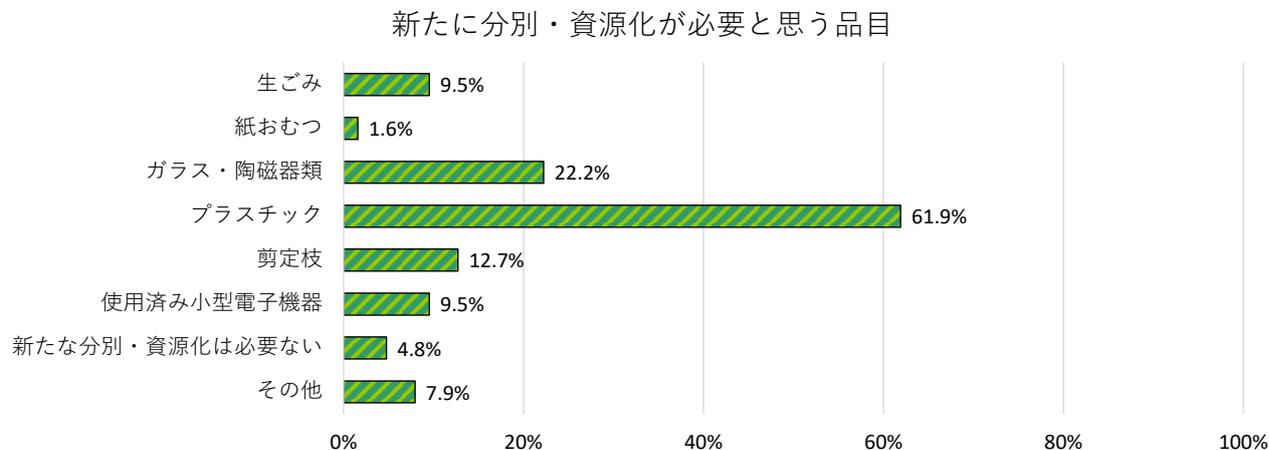
問6 現在の資源物の分別品目数は適切だと思いますか (○は1つ)

資源物の分別品目の適切度については、「適切」との回答が8割以上を占めています。



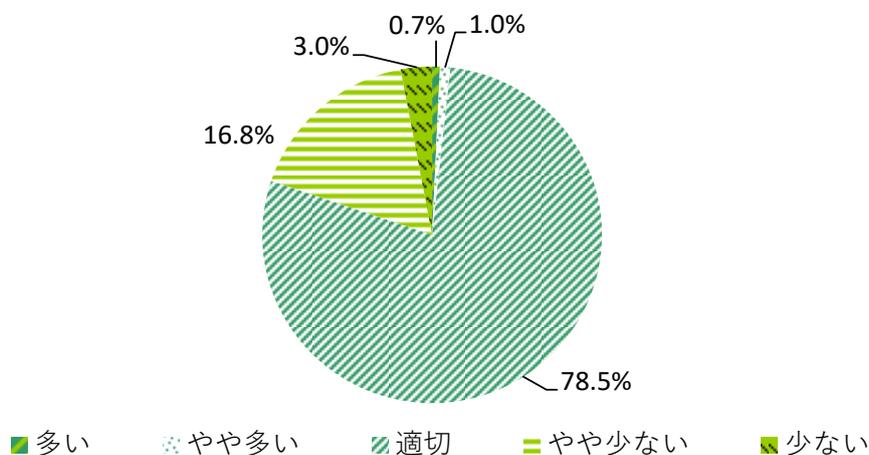
問6-1 問6で「4. やや少ない」、「5. 少ない」と回答された方へ質問です。次の中で、新たに分別・資源化が必要と思う品目をお選びください。(〇はいくつでも可)

問6でやや少ない・少ないと回答した方へ「新たに分別・資源化が必要と思う品目」を尋ねたところ、「プラスチック」61.9%、「ガラス・陶磁器類」22.2%の順で回答が多くなっています。



問7 市の広報・啓発の方法・頻度は適切だと思いますか。(〇は1つ)

市の広報・啓発の方法・頻度については、「適切」との回答が8割弱を占めています。

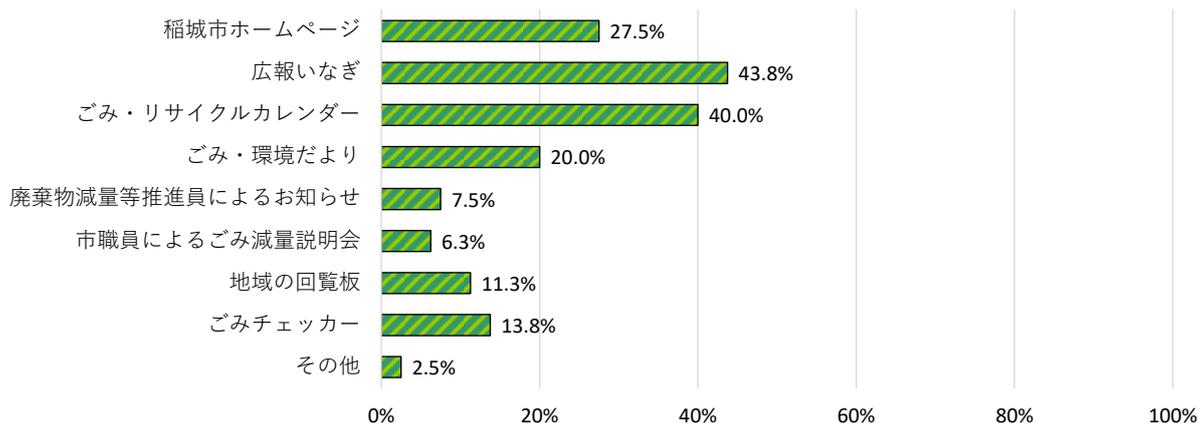


問7-1 問7で「4. やや少ない」、「5. 少ない」と回答された方へ質問です。今後特に充実（発行回数の増加や内容の充実）してほしい広報・啓発をお答えください。（該当するもの全てに

○)

問7でやや少ない・少ないと回答した方へ「特に充実して欲しい広報・啓発」を尋ねたところ、「広報いなぎ」と「ごみ・リサイクルカレンダー」の回答が多くどちらも4割程度を占めており、問3の「ごみに関する情報の入手先」の結果と同じような傾向が見られます。

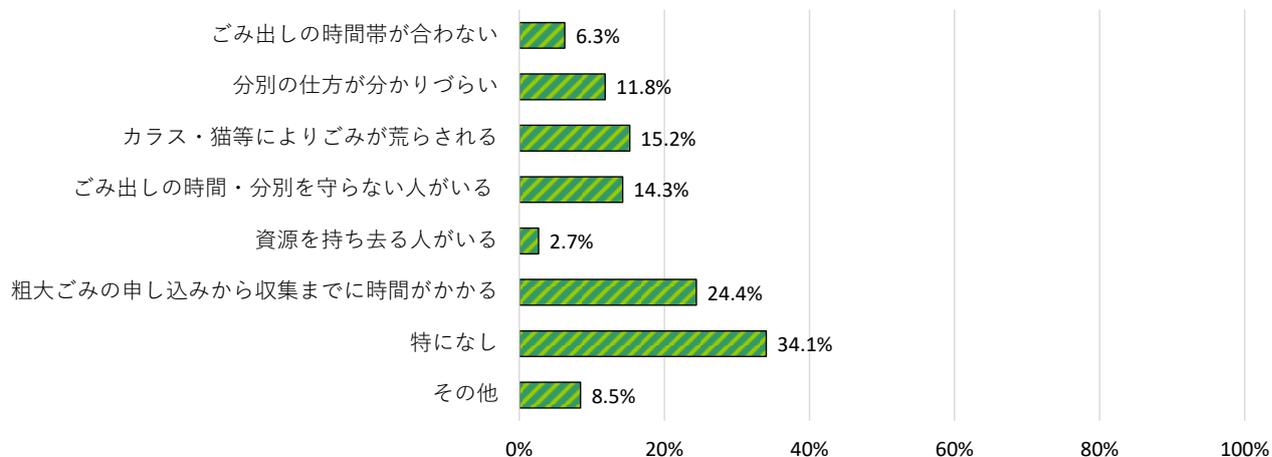
今後特に充実してほしい広報・啓発



問8 ごみに関して、ご不満に思っていることをお答えください。（該当するもの全てに○）

ごみに関して不満に思っていることについては、「特になし」との回答が最も多く、不満は少ないように見えますが、他方で「粗大ごみの申し込みから収集までに時間がかかる」ことが不満であるとの回答が24.4%となっています。

ごみに関して不満に思っていること



(2) 事業者アンケート

① 調査概要

- ・調査の目的 次期計画策定に向けた基礎資料を得ることを目的とし、事業所のごみ排出状況、ごみの減量・資源化のために取り組んでいる内容、ごみの排出抑制見込み等について調査を行い、事業所の実態や傾向等を把握しました。
- ・調査方法 WEB 及び郵送による
- ・調査対象 市内 200 事業所
※稲城市商工会からの事業者データを用い、無作為に 200 事業所を抽出
- ・回答期間 令和 4 年 8 月 5 日（金）～8 月 19 日（金）

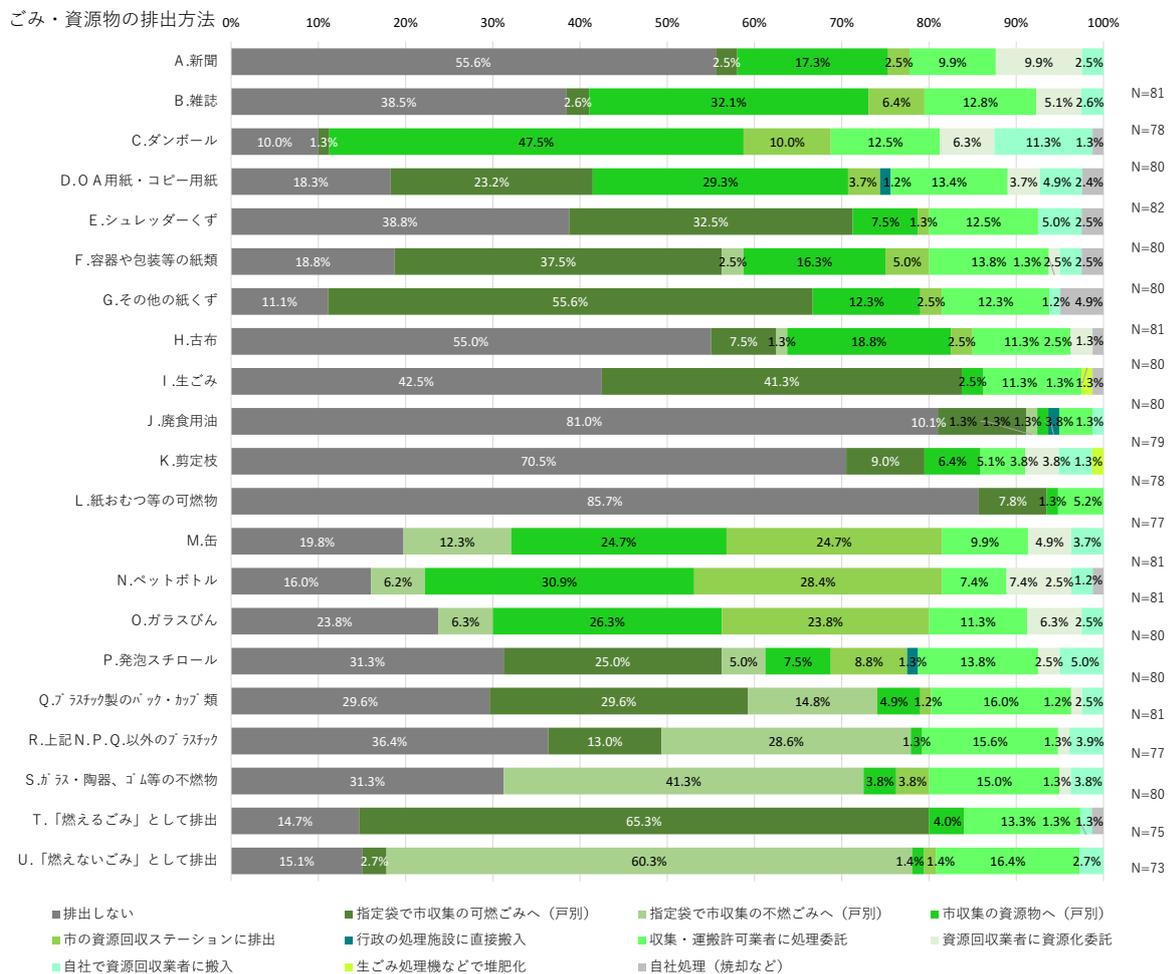
- ・回収率

発送数	200
WEB 回収数	21
郵送回収数	63
回収率	42.0%

② 調査概果

問1 貴事業所から排出されるごみ・資源物の主な排出方法をお答え下さい。排出方法が2つ以上ある場合には、普段使用している方法についてお選びください。(○は品目ごとに1つ)

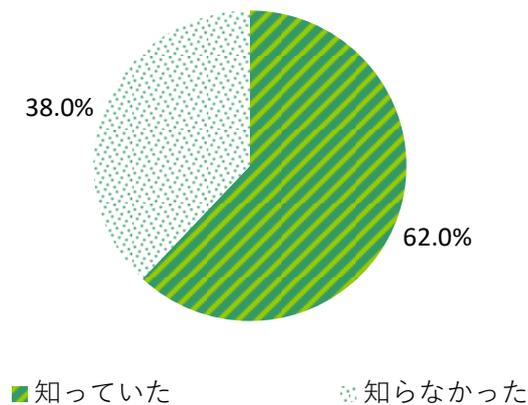
業種により排出しないごみの種類もあるように見受けられますが、「A 新聞」「B 雑誌」「C ダンボール」「D OA用紙」「M 缶」「N ペットボトル」「O ガラスびん」は市の資源物収集が約2割以上を占めており、ダンボールに限っては5割近くを占めています。また、紙類の中でも「E シュレッダーくず」「F 容器包装紙」「G 紙くず」については、市の可燃ごみ収集が3割以上を占めています。なお、紙類以外でも「I 生ごみ」「P 発泡スチロール」「Q プラ製パック・カップ」は市の可燃ごみ収集が2割以上を占めています。



問2 事業所から出るすべてのごみが「事業系ごみ」です。事業系ごみは事業所の責任で処理、処分しなければなりません。ただし、稲城市では、自己処理や業者契約できない少量の事業系一般廃棄物（事業系ごみのうち産業廃棄物を除いたごみ）に限り、1回あたり15kg（45L袋で3袋）以下であれば市が有料で収集しています。

稲城市では、事業系ごみの収集にあたり上記のルールを定めていますがこのことを知っていましたか。（○は1つ）

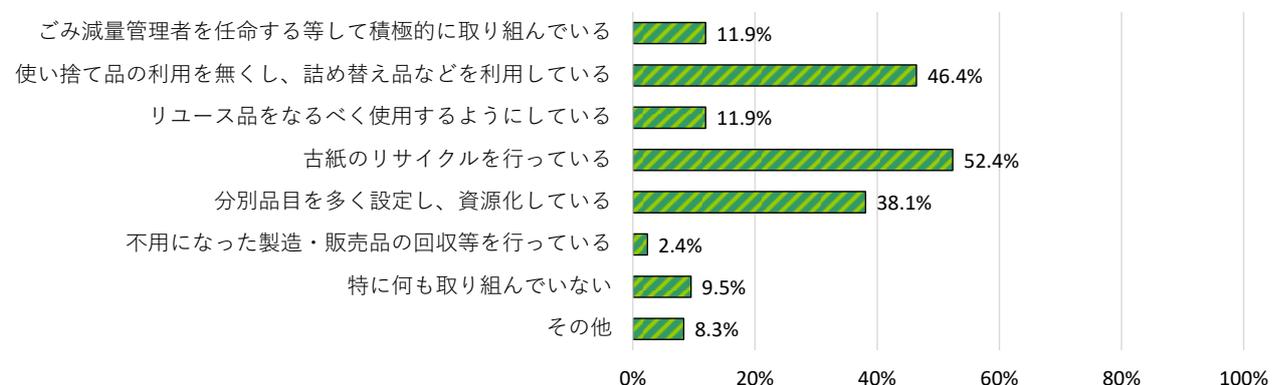
事業系ごみの収集ルールの認知度について、6割以上が「知っていた」と回答した一方、約4割の事業者が「知らなかった」と回答しています。



問3 貴事業所では、ごみの減量や資源化のために取り組んでいることはありますか。（該当するもの全てに○）

ごみ減量のために取り組んでいることについて、5割以上が「古紙のリサイクルを行っている」と回答しています。

減量や資源化のために取り組んでいること

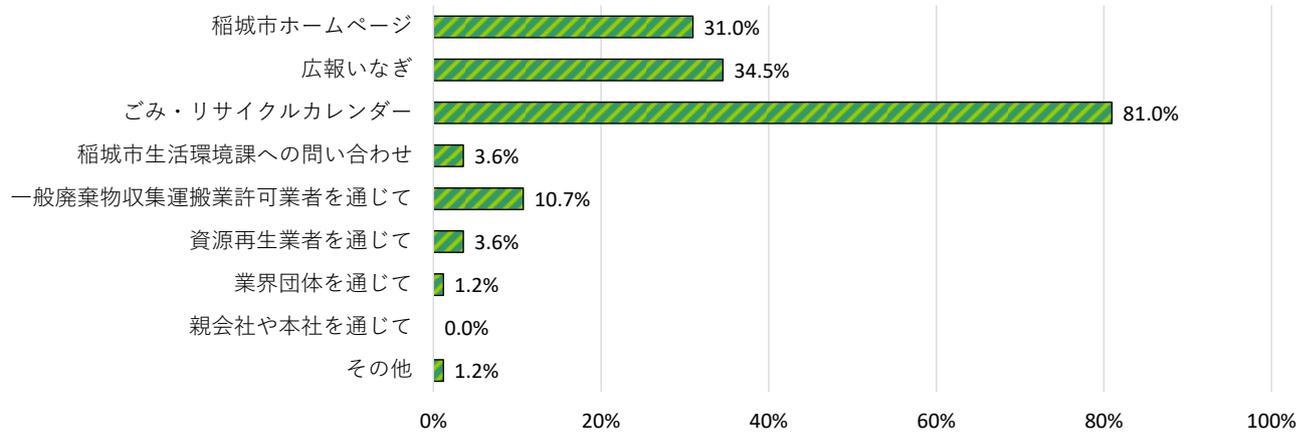


問4 市のごみ処理等に関する情報をどのようなものから得ていますか。(該当するもの全てに

○)

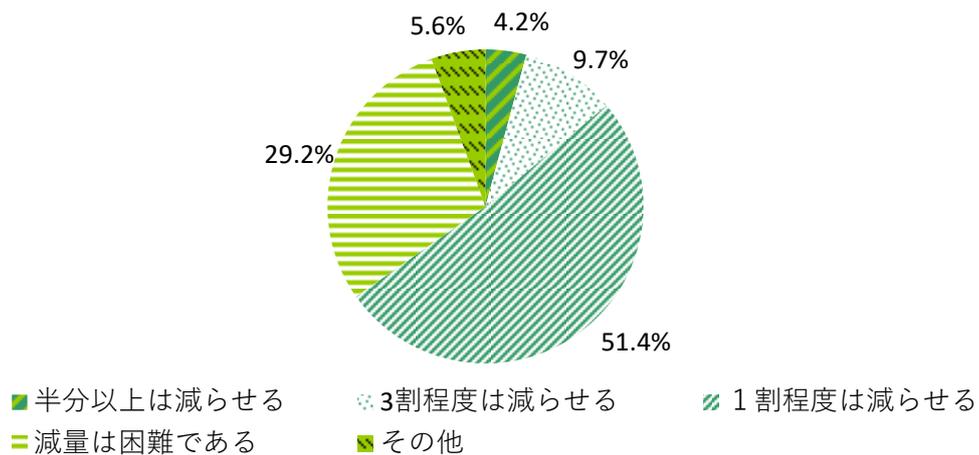
ごみに関する情報の入手先としては「ごみ・リサイクルカレンダー」が最も多く約8割、次いで「広報いなぎ」で約3割と、家庭系と同様に紙媒体からの入手が多くなっています。

ごみ処理情報の入手先



問5 貴事業所では、排出抑制や資源化に取り組むことにより、現在排出しているごみの量を、どの程度まで減らすことが可能と考えますか。(○は1つ)

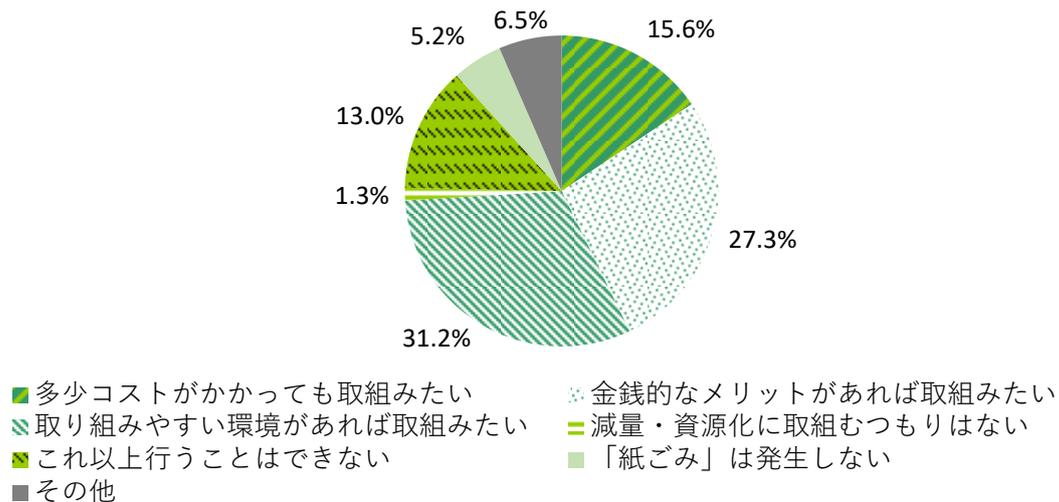
現在排出しているごみ量をどの程度まで減らすことが可能かについては、「1割程度は減らせる」が最も多く約51%を占めており、「半分以上は減らせる」「3割程度は減らせる」を含めると、65.3%が減らせると回答しています。



問6 貴事業所における「紙ごみ」の減量・資源化の推進について、どのようにお考えですか。

(○は1つ)

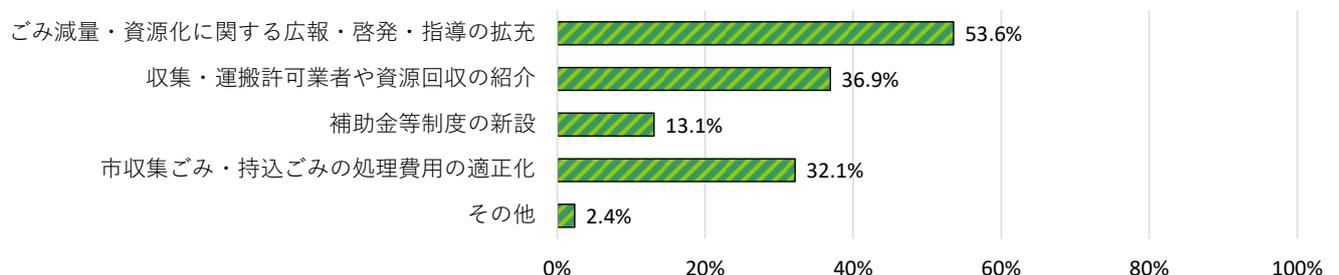
紙ごみの減量・資源化の推進について、「取り組みやすい環境があれば取り組みたい」が最も多く31.2%を占めており、次いで「金銭的なメリットがあれば取り組みたい」が27.3%、「多少コストがかかっても取り組みたい」が15.6%と、紙ごみの減量・資源化に取り組みたいとの積極的な回答が得られました。



問7 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化・適正排出を推進する上での市の施策について、何が重要だと思いますか。(該当するもの全てに○)

排出抑制・資源化・適正排出を推進する上で重要なことについては、5割以上が「ごみ減量・資源化に関する広報・啓発・指導の拡充」と回答しています。

排出抑制等を推進する上で重要なこと



4. ごみ量の将来予測と目標値の設定

(1) 人口の将来予測

人口については、令和4年度までの実績値は各年度10月1日時点の住民基本台帳人口としました。また、令和5年度から令和12年度までの推計値は第五次稲城市長期総合計画において各年度4月1日時点の将来推計人口が示されているため、半年分補正し、10月1日時点の人口としています。令和13年度以降は、当該計画の令和11年度から令和12年度の推計人口増加率を乗じて算出しています。

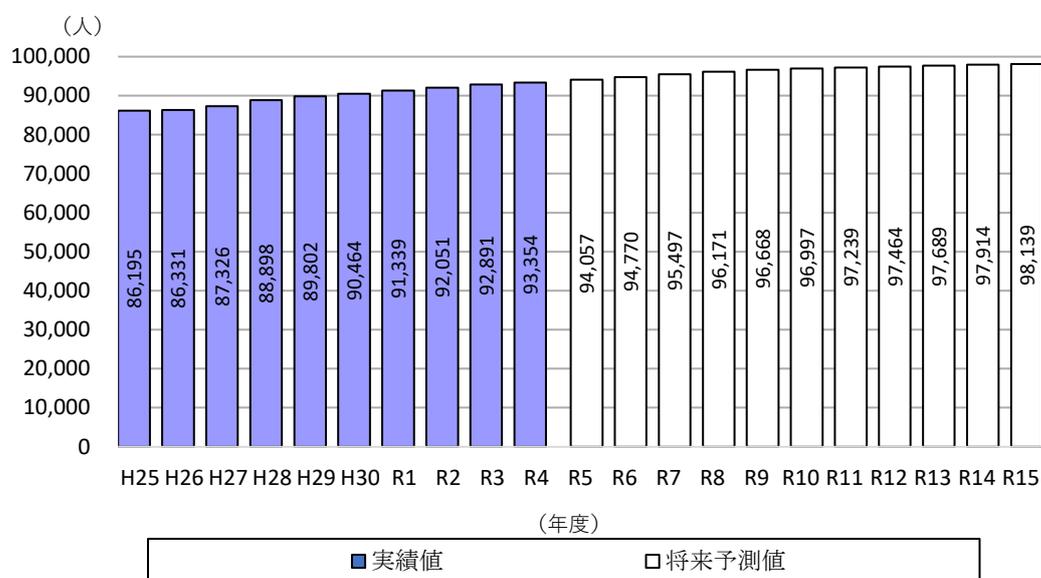
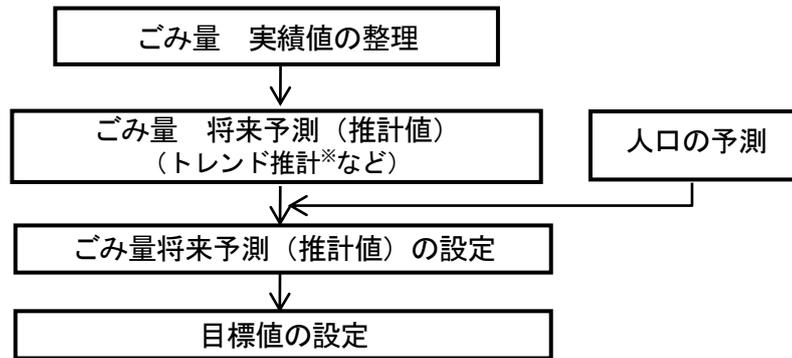


図 4 将来人口の予測結果

(2) ごみ量の将来予測

③ ごみ量の推計値及び目標値の設定の流れ

目標値を設定する流れを以下に示します。ごみ量等実績値の整理結果から推計値、目標の設定を経て算出しました。



※トレンド推計：過去5年から10年程度の実績値の動き・傾向（トレンド）が、将来とも同じような推移をしていくとし、推計値を設定するものです。

図 5 目標値設定の流れ

表 1 使用した数値の定義

項目	定義
① 実績値	令和4年度以前のごみ排出量の実績値
② 推計値	現行計画と同程度の施策により、現在のごみ量の傾向から予測される将来の推計値
③ 目標値	推計値に対して、新たな施策展開によりごみ減量や資源化を目指した場合の値

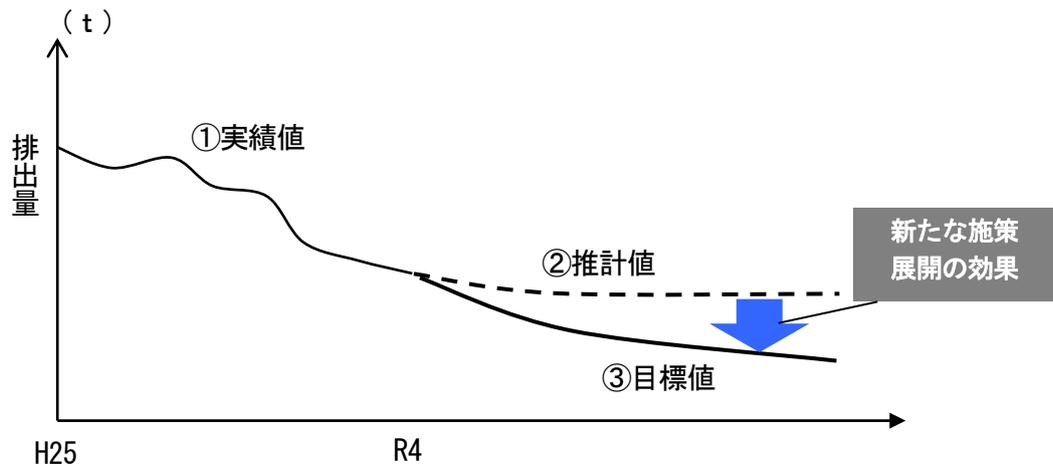
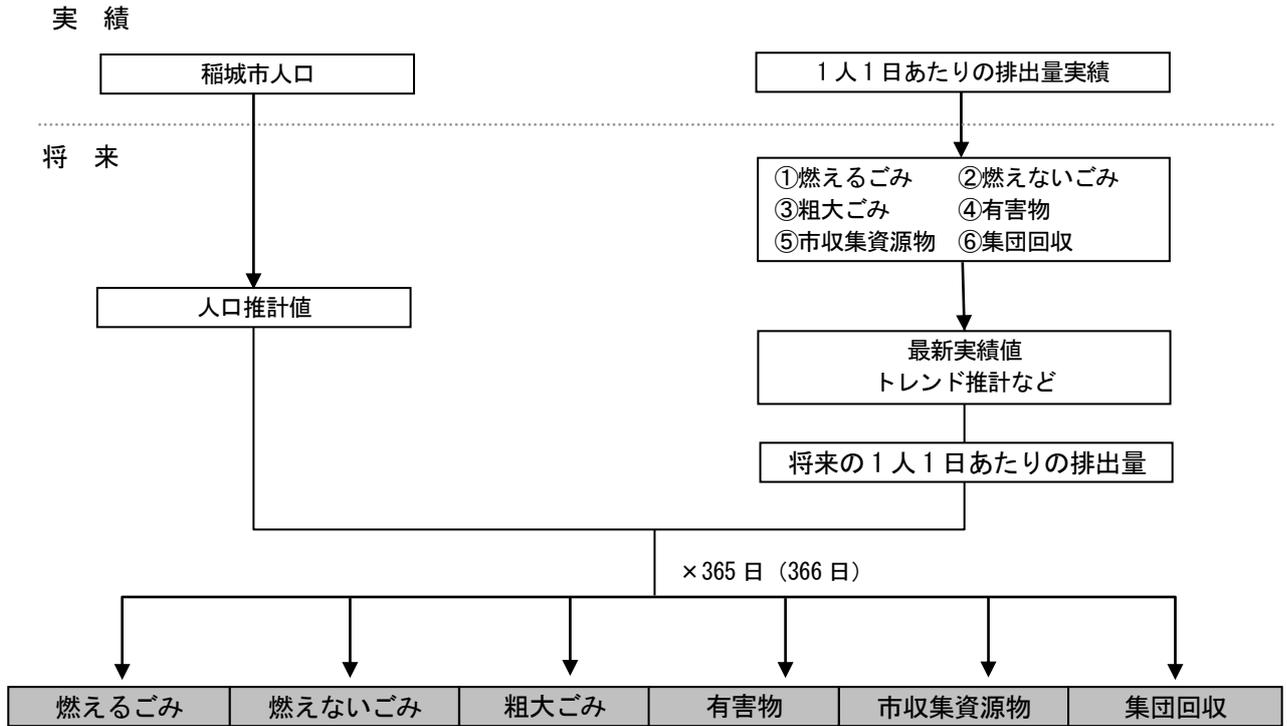


図 6 目標値設定のイメージ

④ 推計値の算出の流れ

市収集量及び集団回収量と、持込ごみ量の推計値の算出のフローを以下に示します。
 どちらも、1人1日あたりの排出量を使用し、予測を行いました。

A. 市収集ごみ及び集団回収



B. 持込ごみ

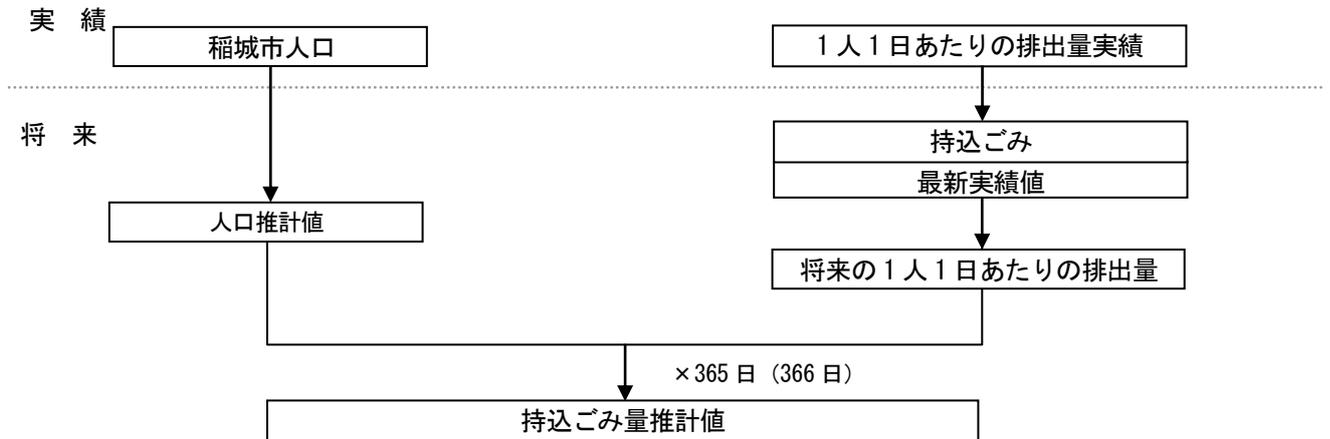


図 7 将来推計フロー

⑤ 推計結果

稲城市では、平成 16 年度に指定収集袋制（有料化）、分別区分の変更、持込手数料の改正等の施策を実施しました。将来推計を行うにあたっては、平成 25 年度から令和 4 年度の 10 年間の実績を基に検討を行いました。

⑥ 採用した推計値

目標値設定のための基礎数値となる推計値の設定にあたり、各ごみ・資源の項目ごとに、排出量の推移（実績傾向）や施策の取組み状況、社会的動向等を踏まえ、各項目に適したケースを採用しました。実績傾向及び採用式を表 2 に示します。

表 2 市収集ごみ量および集団回収量の推計方法

ごみ種	実績傾向	採用式	備考	
燃えるごみ	減少傾向	対数式 (補正有)	令和 2 年度：感染症の影響可能性があるため除外	
燃えないごみ	微減傾向	対数式	令和 2 年度：感染症の影響可能性があるため除外	
粗大ごみ	増加傾向	ロジスティック式	令和 2 年度：感染症の影響可能性があるため除外	
有害物	横ばい	過去 5 年間の平均値 ^{※1}		
市収集資源物・集団回収	新聞・雑がみ ^{※2}	減少傾向	一次指数曲線	
	ダンボール	増加傾向	ロジスティック式	令和元年度から令和 2 年度にかけて大幅に増加しているが、令和 3 年度以降も同推移のため除外なし
	古布	微増傾向	一次指数曲線	
	びん	横ばい	対数式	
	その他資源物 ^{※3}	横ばい	対数式	

※1 過去 5 年間 1 桁で推移しており、今後も大幅な変動は考えにくいいため、トレンド推計値を採用せずに過去 5 年間の平均値を採用しました。

※2 令和 3 年度より「新聞」を「雑がみ」と併せて収集しており、「雑がみ」に「新聞」が含まれた収集量となっているため、推計についても合算値で行いました。

※3 「その他資源物」とは、市収集資源物のうち、缶（スチール）、缶（アルミ）、ペットボトル、金属物、牛乳パック、発泡トレイ、剪定枝、小型電子機器、集団回収のうち、鉄類、アルミ、牛乳パック、廃食油です。

表 3 持込ごみの推計方法

ごみ種	実績傾向	採用式	備考
持込ごみ	増加傾向	R4年度の原単位を維持	

⑦ 目標項目の設定

以下に示す考え方により目標項目を設定しました。

■全体的な方向性

- 発生・排出抑制、分別排出に重点を置く設定とします。
- 多摩地域の各市町村の状況を見据えて目標値を設定します。

■目標項目①

1人1日あたりごみ排出量(燃えるごみ+燃えないごみ) (単位:g/人・日)

$$\text{算出式：(市収集燃えるごみ量(t/年) + 市収集燃えないごみ量(t/年))} \\ \div \text{人口(人)} \div \text{年間日数(日)}$$

- 稲城市のごみ排出量の特色として、産業構造から多量排出事業者が少ないため、家庭ごみが多い点が挙げられることから、そのうちの主なものである市収集の「燃えるごみ」「燃えないごみ」を対象としました。
- 市全体の排出量(t/年)ではなく、市民一人ひとりの当事者意識を向上させるため「市民1人1日あたりごみ排出量」(g/人・日)とします。
- 第二次計画の目標項目でもあり、引き続き指標として掲げます。

■目標項目② 1人1日あたり総排出量 (単位:g/人・日)

$$\text{算出式：(市収集ごみ量 + 集団回収量 + 持込ごみ量)} \div \text{人口(人)} \div \text{年間日数(日)}$$

- 家庭ごみだけではなく、資源物や事業系ごみも含めた排出量削減に係る全体の指標として、市収集ごみ・資源物、持込ごみ、集団回収の合計である「総排出量」を対象とします。
- 目標①と同じく、市全体の排出量(t/年)ではなく、市民一人ひとりの当事者意識を向上させるため「市民1人1日あたり総排出量」(g/人・日)とします。
- 第二次計画の目標項目でもあり、引き続き指標として掲げます。

■目標項目③ 資源化率 (単位:%)

$$\text{算出式：(市収集資源物量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量)} \div \text{(総排出量)}$$

- 資源化率は、近年、横ばいで推移しているため、その向上を目指し対象とします。多摩地域の各市の資源化率との比較も考慮します。
- プラスチックごみ、ガラス類・陶磁器類の分別収集の開始により、資源物が増加し資源化率も向上することを見据え、その指標として「資源化率」(%)を設定します。
- 第二次計画の目標項目でもあり、引き続き指標として掲げます。

⑧ 目標値の設定の考え方

採用した推計値をもとに、達成すべき計画の目標値を定めました。

表 4 目標値の設定方法（考え方）と目標値及び関連設定値

項目	設定の考え方	実績値	計画の目標値 及び関連設定値		
		R4 年度	R10 年度	R15 年度	
市 収 集	燃えるごみ	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度～令和 4 年度で 39g 減量しており、発生抑制効果によるもの大きいと推測されます。 プラスチックの分別導入により 10 年間で燃えるごみ中のプラスチック類 7.4g を資源物へ移行することを見込みます。 食品ロスの削減により 10 年間で燃えるごみ中の手つかずの食材・食品を約 7%削減することを見込みます。 雑がみの分別徹底により 10 年間で燃えるごみ中の雑がみを 1/3 削減することを見込みます。 	389g	357g	336g
	燃えないごみ	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック、ガラス類・陶磁器類の分別導入により 10 年間で燃えないごみ中の約 70%を資源物へ移行することを見込みます。 	32g	8g	7g
	目標値① ■ 1 人 1 日あたり ごみ排出量 (燃えるごみ＋ 燃えないごみ)	<ul style="list-style-type: none"> 市収集の燃えるごみ量、燃えないごみ量の合計です。 令和 15 年度までに 350g 以下をめざします。 	421g	370g 以下 (365g)	350g 以下 (343g)
	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 推計値のまま 	14g	16g	16g
	有害物	<ul style="list-style-type: none"> 推計値のまま 	2g	2g	2g
	資源物	<ul style="list-style-type: none"> 燃えるごみ・燃えないごみにはまだ多くの資源物が混入しているため、ごみ分別の徹底を進め、資源物への移行を推進します。 令和 10 年度までに 40g 以上、令和 15 年度までに 50g 以上の移行をめざします。(推計値に上乘せ) 	110g	149g	159g
	集団回収	<ul style="list-style-type: none"> 推計値のまま 	35g	30g	26g
持込ごみ（総量）	<ul style="list-style-type: none"> 過去 10 年間は増加傾向でしたが、令和 2 年度及び令和 3 年度は大幅に増加しています。 食品ロスの削減などの効果を加味し、令和 15 年度には大幅増加前の令和元年度実績に戻ることを見込みます。 	4,058t	3,775t	3,539t	
目標値② 1 人 1 日あたり総排 出量	<ul style="list-style-type: none"> 市収集ごみ、資源物、集団回収、持込ごみの合計です。 令和 15 年度までに 650g 以下をめざします。 	701g	670g 以下 (669g)	650g 以下 (645g)	
目標値③ 資源化率	<ul style="list-style-type: none"> 総排出量に対する資源化量（市収集資源物、集団回収、中間処理後資源化量の合計）の比率です。 令和 15 年度までに 37%以上をめざします。 	30.6%	35% 以上 (35.8%)	37% 以上 (37.5%)	

※太枠は目標値（計画書での数値目標）としている項目、() 内の数値はその時の推計値を示しています。

※持込ごみ以外の各項目における実績値・目標値は 1 人 1 日あたりの排出量 (g/人・日) とします。

1 人 1 日あたりの排出量 = 排出量 (t/年) ÷ 人口 (人) ÷ 年間日数 (日)

⑨ ごみ量の予測結果（目標達成時）

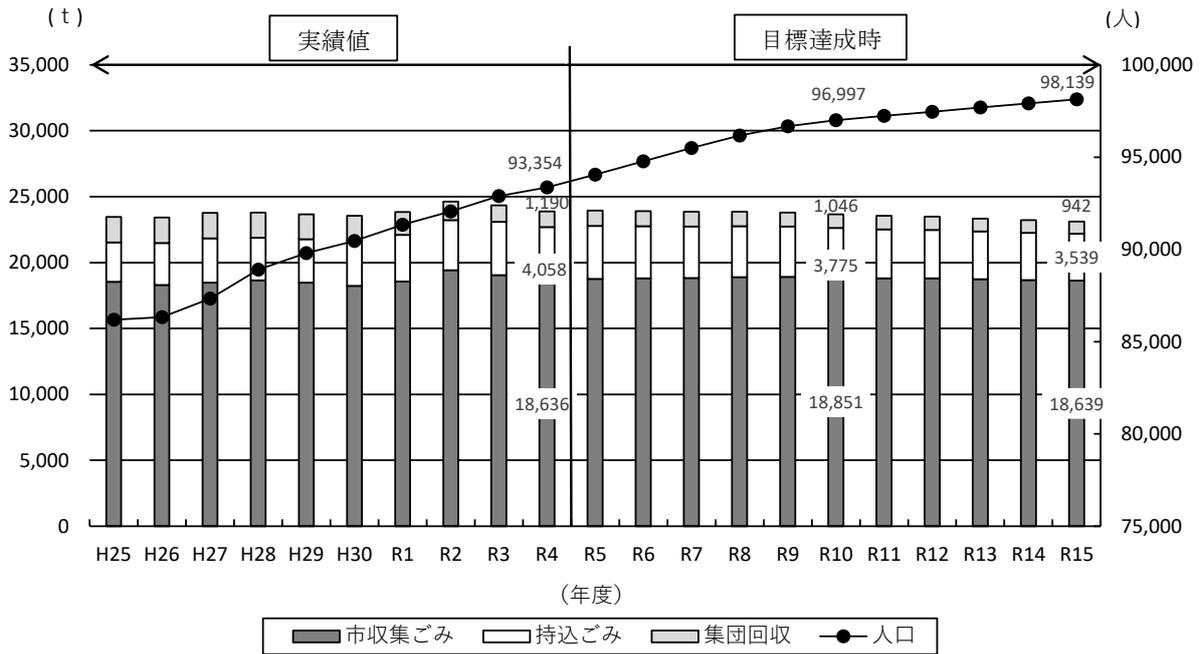


図 8 年間排出量（市収集ごみ、持込ごみ、集団回収）

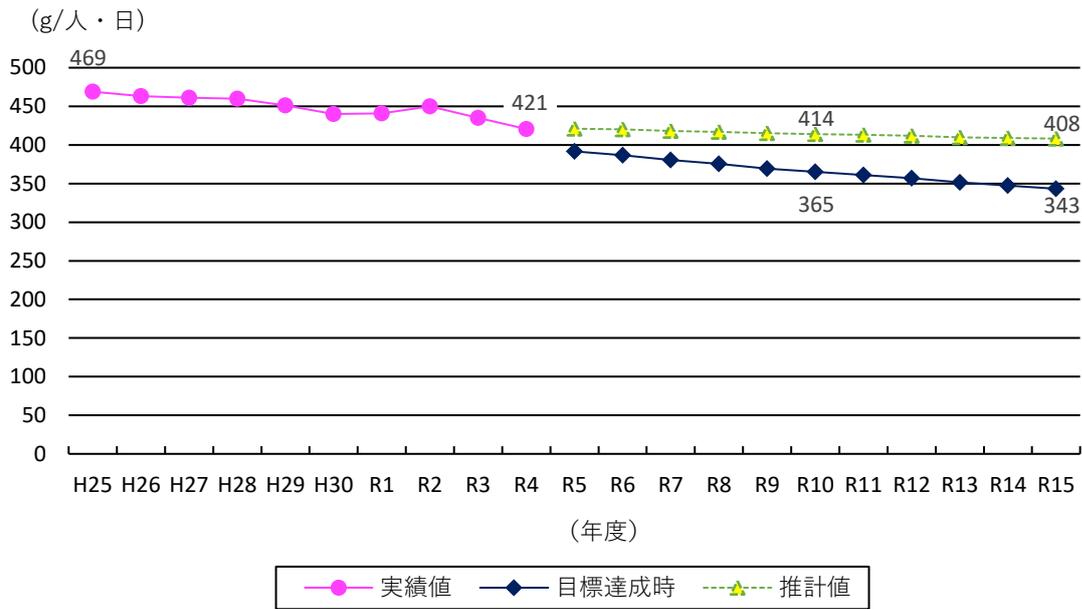


図 9 ごみ量の予測結果（目標値①1人1日あたりごみ排出量（燃えるごみ+燃えないごみ））

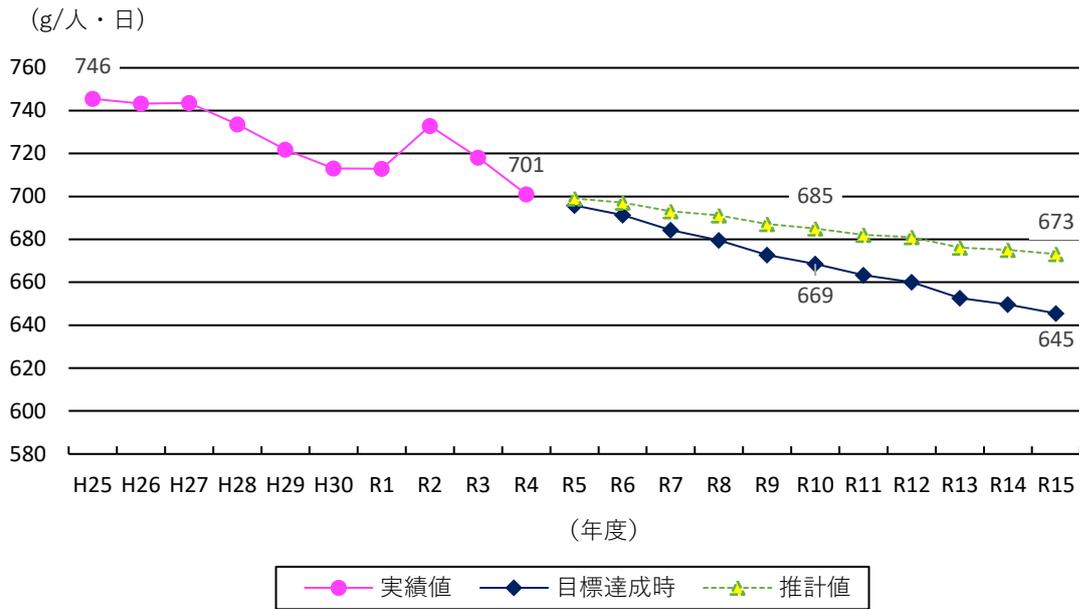


図 10 ごみ量の予測結果 (目標値②1人1日あたり総排出量)

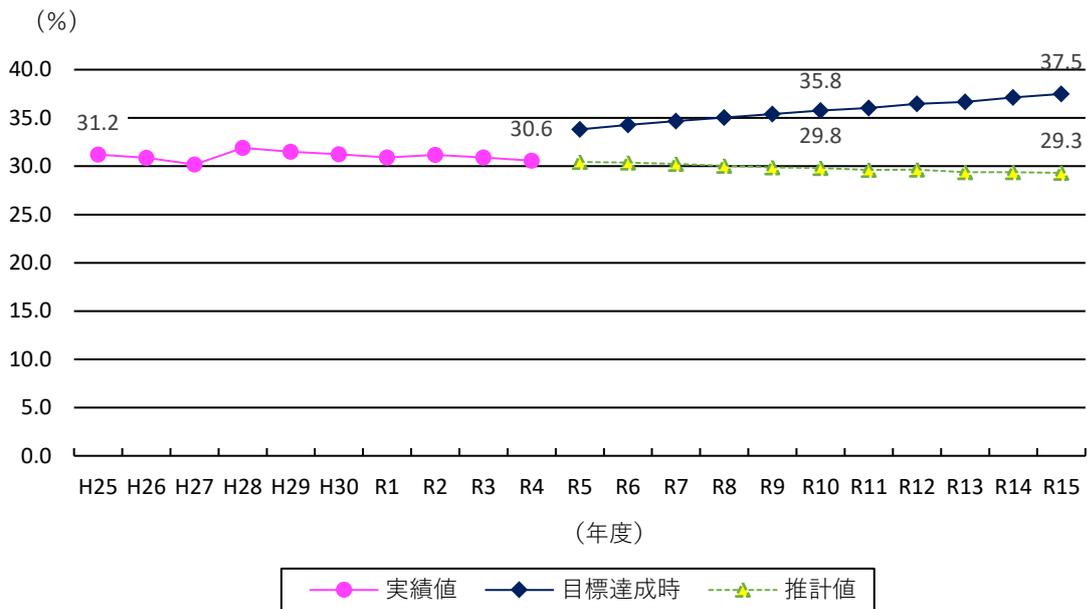


図 11 ごみ量の予測結果 (目標値③資源化率)

5. 市民意見公募の結果

件 名：(仮称) 第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画への意見応募

縦覧期限：令和6年2月8日(木)から2月21日(水)

縦覧場所：市役所3階生活環境課、市役所1階行政情報コーナー、平尾出張所、若葉台出張所、
各文化センター、中央図書館、市ホームページ

応募方法：郵送、ファクス、窓口持参(市役所3階生活環境課)、市ホームページ

提出者数：1名

意見数：計1件

市民からいただいたご意見に対する市の考え方(回答)を示します。

ご意見の要旨	市の考え方
P4、14、62で「やのくち子ども食堂のフードバンクや稲城市社会福祉協議会、市福祉部局等を通じて」とありますが、フードドライブを活用している食堂などは、市内で他にも点在しているため、限定的な表現にせず、「市内各所のフードバンクや稲城市社会福祉協議会、〜〜〜」と広義の意味で取れるように修正したほうが良いと思われる。	ご意見を踏まえ、P.4、P.14、P.62の「やのくち子ども食堂のフードバンク」を「市内各所のフードバンク」へ修正しました。

6. 稲城市廃棄物減量等推進審議会

(1) 諮問文

稲環生第 1201 号

令和 4 年 11 月 9 日

稲城市廃棄物減量等推進審議会

会長 塚本 利昭 様

稲城市長 高橋 勝浩

(仮称) 第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画の策定について (諮問)

このことについて、稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

(仮称) 第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画の策定について

2 諮問理由

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項及び稲城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 31 条の規定に基づき、市が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

本市では、令和 4 年度及び令和 5 年度の 2 か年で、令和 6 年度以降の 10 年間における本市の一般廃棄物処理行政の総合的な運営指針として、「循環型まちづくり」の実現を目的として策定いたします。

つきましては、計画の策定にあたり、基本方針や数値目標についてのご意見及びごみ減量・リサイクル推進施策についてのご提案をいただきたく諮問いたします。

なお、「(仮称) 第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画」の名称について検討することもあわせて諮問いたします。

(2) 答申文

令和6年3月13日

稲城市長 高橋 勝浩 様

稲城市廃棄物減量等推進審議会

会長 塚本 利昭

(仮称)第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画の策定について(答申)

令和4年11月9日付、稲環生第1201号にて諮問のありましたこのことについて、当審議会において、令和4年度、令和5年度の2か年にわたり、慎重かつ活発に審議検討を重ね、別添「(仮称)第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画」(以下、本計画とします。)のとおり取りまとめましたので、ここに答申します。

この答申に基づき本計画を進めるとともに、下記について留意いただくよう、答申の付帯意見として申し述べます。

記

- 1 計画内容
これまで、市民・自治会、事業者、市が一体となり、実施してきた様々な取り組みにより、ごみの減量を始め、資源化の促進や景観の美化等、大きな成果を得てきました。今後も、それぞれの特徴を活かした協働により、持続可能な循環型のまちづくりが推進されることを望みます。
市は、本計画の基本理念でもあります『5R+1[協働]の推進による循環型まちづくり』の実現に向け、個々の市民や事業者がごみ問題を自身の問題として捉え、より一層、自発的なごみ減量行動が市内に広がっていくよう、効果的かつ円滑な施策の展開に鋭意努めてください。
また、本計画の推進にあたっては、数値目標や重点施策の進捗状況等も含め、当審議会へ報告を行うものとし、必要に応じて計画の見直しを図ることを求めます。
- 2 計画名称
平成11年に「稲城市一般廃棄物処理基本計画」が策定され、その成果を引き継ぎ、平成26年に「第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画」が策定されました。今後10年間の稲城市における一般廃棄物処理行政の総合的な運営指針としての位置付けから、本計画の名称については、「第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画」が適当であると考えます。

(3) 委員名簿

(敬省略)

	氏 名	区 分	所 属 等
1	服部 美佐子	学識経験者	
2	○小瀬 亮太	学識経験者	
3	村上 誠	関係団体及び市民	稲城市商工会（（一社）住環境創造研究所）
4	遠藤 誠	関係団体及び市民	稲城市商工会（ざるや）
5	佐藤 真弘	関係団体及び市民	稲城市商工会（株サトウ）
6	鈴木 守 （令和5年9月30日解職）	関係団体及び市民	稲城市商工会（有タマヤ洋品店）
7	出口 蓮子	関係団体及び市民	エコクラブ21（環境カウンセラー）
8	◎塚本 利昭	関係団体及び市民	まちをきれいにする市民協議会
9	世古口 真弓	関係団体及び市民	多摩南生活クラブ
10	○松本 裕一 （令和5年9月30日解職）	関係団体及び市民	廃棄物減量等推進員連絡協議会
11	福田 章人	関係団体及び市民	校長会（平尾小学校長）
12	松浦 昇 （令和5年5月23日解職）	関係団体及び市民	自治会連合会（百村自治会）
13	村上 真理子	関係団体及び市民	一般公募
14	永井 俊光	関係団体及び市民	一般公募
15	田野 米三 （令和5年5月24日より）	関係団体及び市民	自治会連合会（百村）
16	井川 眞知子 （令和5年11月1日より）	関係団体及び市民	廃棄物減量等推進員連絡協議会

◎：会長、○：職務代理

7. 策定の経緯

第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画の策定経過（令和4年度から令和5年度の稲城市廃棄物減量等推進審議会での審議内容）は以下のとおりです。

会期	日付	内 容
令和4年度 第1回	令和4年4月20日	1 更なるごみの減量及び再資源化の推進について（中間答申）（案） ・プラスチック廃棄物の再資源化事業について ・日野市クリーンセンター視察 2 廃棄物減量等推進審議会 令和4年度開催予定について
令和4年度 第2回	令和4年5月19日	1 一般廃棄物処理基本計画の概要、位置づけの整理
令和4年度 第3回	令和4年7月12日	1 更なるごみの減量及び再資源化の推進について（答申）（案） 2 プラスチック廃棄物の再資源化事業開始に向けての周知について ・オープンハウス開催について ・分別ガイドブックの作成について 3 （仮称）第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画について ・（仮称）第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画策定に向けての市民及び事業者アンケート調査の実施 4 その他
	（令和4年8月）	（市民・事業者アンケート調査）
令和4年度 第4回	令和4年9月29日	1 更なるごみの減量及び再資源化の推進について（報告） 2 第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況と評価について 3 その他
令和4年度 第5回	令和4年11月9日	1 （仮称）第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画について ・諮問 2 環境ポスター（ごみ減量・リサイクル部門）の審査について 3 その他
令和4年度 第6回	令和5年3月7日	1 第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画について ・ごみ減量・資源化における課題 ・現行施策の実施状況 ・基本理念・基本方針 2 その他
令和5年度 第1回	令和5年8月2日	1 （仮称）第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画について ・基本理念・基本方針 ・ごみ減量・資源化率の目標値 ・具体的なごみ減量・リサイクル促進施策の検討 2 報告事項 3 その他
令和5年度 第2回	令和5年11月30日	1 委員改選について 2 （仮称）第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画について ・（仮称）第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画（素案） 3 環境ポスターの選考について 4 その他
令和5年度 第3回	令和5年12月21日	1 （仮称）第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画について ・（仮称）第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画（素案） 2 市民意見公募について 3 その他

会期	日 付	内 容
	(令和6年2月8日 ~2月21日)	(市民意見公募)
令和5年度 第4回 (協議会)	令和6年2月29日	1 市民意見公募の実施結果について 2 「(仮称)第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画の策定について (諮問)」への答申について 3 その他